

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和6年2月27日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	滝ノ鼻地区	令和5年5月2日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	赤坂地区	令和5年5月2日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	土路池地区	令和5年5月2日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	宮池地区	令和5年5月2日
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	川東1地区	令和5年12月21日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	糸池西中池地区	令和5年12月21日